

非意志的な状態述語の命令形とその史的変遷

著者	北? 勇帆
雑誌名	埼玉学園大学紀要. 人間学部篇
巻	17
ページ	1-12
発行年	2017-12-01
URL	http://id.nii.ac.jp/1354/00001078/

非意志的な状態述語の命令形とその史的変遷

An Imperative Form of Non-Volitional Stative Predicates and its Historical Transition

北 崎 勇 帆

KITAZAKI, Yuho

In modern Japanese, it is difficult for a non-volitional verb to take the imperative form; instead, it is better to accompany non-volitional verbs with a benefactive auxiliary verb. However, in old Japanese, it is common for non-volitional verbs to take the imperative form. Similar relations are satisfied by the imperative form of adjectives, the negative auxiliary verb *Zari*, and the attitudinal expression *On-Ari*, which is used in middle Japanese.

In this paper, I estimate that that it was during the early Edo period that the use of imperative forms with non-volitional verbs diminished. This diminution was caused by a preference for benefactive auxiliary verbs, a preference that was, in turn, caused by a change in the directive expressions system.

1. はじめに

(1) に示すように、現代日本語において無意志動詞は命令形を取りにくいと言われているが、その一方で (2) に示すように、中古語・中世語において、無意志動詞が命令形を取る例が見られることが小田 (2010、2015) に指摘されている。

- (1) a. *慌てろ (宮島1972 : 422¹⁾)
b. *うんと困れ。 (仁田1988 : 37)
- (2) a. 別れにしその面影の恋しきに夢にも見えよ山の端の月
(新古今和歌集1960 小田2010 : 196)
- b. 母と一つ所にて、後の世を助かり給へ。 (西行物語 小田2010 : 196)

- c. 萩原を朝立ち来れば枝はさも折れば折れよと花咲きにけり

(和泉式部集 小田2015 : 228)

(2a) の例を (3a) のように本動詞命令形のまま、もしくは助動詞命令形で現代語に置き換えると違和感があるが、その違和感は (3b) のように「てくれ」「てください」や「てほしい」のような形式を付加するか、「現れる」のような意志動詞に置換することによって解消される。

- (3) a. ?夢に {見えよ / 見えろ / 見えなさい}。
b. 夢に {見えてくれ / 見えてください / 見えてほしい / 現われろ}。
c. せめて夢にでもお見えになつてく

キーワード : 命令形、無意志動詞、希求表現、行為要求表現、受給補助動詞

Key words : imperative form, non-volitional verbs, optative mood, directive expression, benefactive auxiliary verbs

ださい。（新全集訳）

仁田（1990）や北崎（2016）に基づき、「命令」という発話行為の成立条件に「行為の遂行に聞き手の意志が関与し得る」（すなわち、動作が意志的である）ことを含めるならば、(2)に示されたような命令形式を伴った無意志動詞が表すものは「命令」ではないということになるため、本稿ではこうして表現されるものを「希求」として扱うこととする²⁾。

また、無意志動詞命令形と関連して、古代語では形容詞補助活用に命令形が認められる一方で、現代語の形容詞の活用体系には命令形は採用されていない。形容詞の命令形が現代語で全く使われないというわけではないが、「良かれと思って」や「多かれ少なかれ」等の慣用表現に残存するのみであり、古代語と比べれば明らかに生産性が失われている。ここに、無意志動詞と同様の差異を見出したい。

(4) a. 尼宮は、おほけなき心もうたてのみ思されて、世にながかれと [= 長生きして欲しいと] しも思さざりしを、…（源氏物語 柏木）

b. *おじいちゃん、永かれ。

本稿はこうした古代語と現代語の差異を、無意志動詞や形容詞と命令形との間の関係性の変化として捉えて通時調査を行い、その変化過程・要因の解明を目的とする。本稿の構成を示す。第2節にて、無意志動詞、形容詞補助活用に加え、「御～あれ」のような「あり」の命令形を含む文末形式、打ち消しの「ざり」の命令形といった形式を通時的に観察する。第3節において第2節の調査結果をまとめ、それぞれの変化が古代語と現代語の間における状態述語と命令形のあり方の変化を示すものとして統合できることを主張し(3.2)、また、その変化の要因としてどのような背景が

想定できるか(3.3)といったことについて考察する。第4節はまとめである。

2. 通時的に見る非意志的な状態述語の命令形

本節では、意志性の関わらない状態的な述語形式が命令形³⁾を取る例の史的調査を行う。2.1において無意志動詞、2.2で形容詞補助活用命令形を扱い、2.3では中世に用いられた「御～あれ」のような文末形式について触れる。

2.1 無意志動詞について

2.1.1 現代語における無意志動詞の命令形について

現代語における無意志動詞と命令形の関係性について扱う論考は多く、それぞれの研究は、以下の点において見解が一致する。

- ・無意志動詞は命令形を取らないか、命令形を取りにくい。もしくは、命令形を取らないものが無意志動詞である。(金田一1950、宮島1972、鈴木重幸1972、仁田1988、益岡・田窪1992)
- ・無意志動詞の命令形が用いられた場合、希求・祈願といった意味を表す。(宮島1972、鈴木重幸1972、吉川1974、益岡・田窪1992、村上1993、杉本1995)
- ・そうした用法は、命令形そのものが持つ意味特徴から統一的に説明が可能である。(石川2007、佐藤2012)

現代語とそれ以前の間の無意志動詞命令形のあり方の連続性を考える場合、「現代語では無意志動詞が命令形を取らない／取りにくい」というのは程度の問題であって、実効的な説明力を持つとは言い難い。「命令」の成立に「行為が意志的である」という条件が必須なのであれば、非意志的な動作の遂行・実

現の要求は全て「命令」になり得ない。よって、現代口語では「無意志動詞は命令形を取ることができない（もしくは取りにくい）」ことが法則として存在するわけではなく、「動作に意志性がない場合には狭義の命令という行為が成立し得ない」ことのあらわれが「無意志動詞が命令形を取った場合、命令以外の意味を表す」という現象であると考えべきである。

以上を前提としつつ、「無意志動詞が命令形を取らない、もしくは取りにくい」ということについて、無意志動詞も他の全ての動詞と同様、活用体系として命令形を持つために命令形の例が現れ得るが、何らかの史的経緯の影響により、現代語において無意志動詞の命令形が容認されづらくなっているものとして捉え、論を進めることとする。

2.1.2 無意志動詞の命令形

中古散文に見られる例は以下の通りである⁴⁾。まず(5a,b)に、「あり」の命令形のうち、意志的でないと捉えられる例⁵⁾を、(5c-f)に「あり」以外の無意志動詞命令形の例を挙げる。

(5) a. (夕顔は) ぬかづき [=ほおずき] などいふ物のやうにだにあれかし。

(枕草子 六五)

b. さりとも、あこはわが子にてをあれよ。

(源氏物語 帚木)

c. (父上が) 夢にだにみえ給へと、心ほそうわびしかりしまゝに思しかど、…

(うつほ物語 楼上下)

d. これにて定まりたまひね。 [=身を固めてしまいなさい]。

(落窪物語 卷二)

e. 大臣は、(姫君が) 人よりまさりたまへとしも思さずなむありける。

(源氏物語 滯標)

f. あが君、生き出でたまへ、…

(源氏物語 夕顔)

中世以降には「かし」の付く例が多くなることが注目される⁶⁾。

(6) a. 何か、日も疾く暮れよかし、…

(今昔物語集 卷一六)

b. まことにあさましく恐ろしかりける所かな、とく夜の明けよかし。

(宇治拾遺物語 卷一)

c. 母上ハ若君ヲ懷奉リ給テ、「只我ヲ先ニ失ヘカシ」トモダヘコガレ給フ。

(延慶本平家物語 六末)

(7) a. 昆布売「あはれよひつれもあれかし [=いい連れが欲しい]、同道いたひてまいらふに

(虎明本狂言集 こぶうり [1642写])

b. 太郎冠者「さけにゑひてみちなかにねずは、此やうにはなるまひものを、ゆめであれかし、…」

(虎明本狂言集 ぬけがら)

c. 播磨の国の百姓「よひつれもござれかし、同道いたひてのぼらふに」

(虎明本狂言集 かくすい)

近世以降にも引き続き、無意志動詞命令形が単独で用いられる例が見られる⁷⁾が、その一方で中古では「見えよ (見え給へ)」となっていた「見える」や、「あれ」となっていた「あり」に「て+受給補助動詞命令形」を伴う例が見られ、過渡性が観察できる。また、(8b)では「(妨げが) 出来よ」「(病が) つのれ」と、受給補助動詞を伴う「あってくれよ」が混在している。

(8) a. せめて心が通じなば、夢にも見みえてくれよかし。

(曾根崎心中 [1703演])

- b. 今の間にあのお人の、身に妨げも
出来よかし。この病がつのれかし。
今夜の夜が、常闇と明けずにあつ
てくれよかし。

（淀鯉出世滝徳 [1708演]）

以上のように、無意志動詞命令形、無意志動詞+助動詞命令形の例は各時代に散見されるが、例えば現代語で「幸あれ!」「光あれ!」といった表現が古めかしいものであると理解されるのと同様の内省は近代以前においては働かず、補助動詞との置換可能性の判断も行えないため、無意志動詞命令形が各時代においてどの程度古語的であるのか、どの程度臨時的であるのか、といった点を推し量ることは難しい。また、(8)のような例は使用の移行の一つの指標とは成り得るものの、無意志動詞命令形の例は用言命令形の総数から見ればごく少数であって、傾向を論じるには適さない。こうした理由により、非意志的な動作が命令形を取るか、取らないか、という問題を対象にする際、確かに中古・中世の時点では無意志動詞が命令形を取れたようではあるが、「いつまで命令形を取り得たか」を窺い知るためには、無意志動詞命令形の例を見るだけでは限界が生じる。そこで次項では「あり」の命令形と関連して、形容詞補助活用の命令形に着目する。

2.2 形容詞補助活用命令形

上代において形容詞の補助活用は一般的でなく、「かり」として融合しない「くあり」の形がほとんどであったということが知られており（鶴1962）、命令形については次のように「なかれ」の訓が予想される例があるが、万葉仮名によって音形が明記された例はない（山崎馨1973）。

- (9) われも思ふ人もな忘れおほなわに
浦吹く風の止む時無有

（万葉集606 山崎馨1973：76）

形容詞補助活用の衰退時期については、室町期について「カリ活用の使用頻度が下がっているらしい」（柳田1985：195）こと、近世後期にク活用とカリ活用が合流し、文語意識で用いられることの指摘（鈴木丹士郎1965）があるが、命令形については「命令形語尾「かれ」も同様に衰亡して、現代語には「よかれあしかれ」などの化石的な例を見るにすぎない」（山崎馨1973：81）と言及される程度であり、どの時期に非生産的になったかは定かでない。以下、稿者の調査による、中古以降の例を示す。

調査範囲の中古散文には(10a,b)「良かれ」「悪しかれ」、(4a)「長かれ」が見られる。いずれも人物を聞き手とするものであり、形容詞が指す「悪し」「良し」「長し」という状態であることを希求する例である⁸⁾。

- (10)a. 親とてありし人も、呪ふやうに、
悪しかるべくは、よかれと思ふと
も惑ひなむ。（うつほ物語 蔵開下）
b. 身ひとつのうき嘆きよりほかに人
を [= 他人の身の上を] あしかれ
など思ふ心もなけれど、…

（源氏物語 葵）

なお、上代に見られた「なかれ」は中古和文には見られないものの、漢文訓読資料には豊富に見られ、中世以降、和漢混淆文に取り入れられている⁹⁾。

- (11)a. 諸の有情の於には慈悲の念を起セ。
瞋と誑と謠と害との〔之〕心を生
すこと勿レ

（西大寺本金光明最勝王経古点 巻六）

- b. 心ノ内ニ願ジテ宣ハク、「太子、若

シ城ノ門ヲ出バ、願クハ諸天、不吉祥ノ事ヲ現ジテ太子ノ心ニ憂ヘ惱マス事ナカレ」ト。

(今昔物語集 卷一)

- c. 仏道ニハ、命ヲ惜ムコトナカレ、命ヲ惜マザルコトナカレント云也。

(正法眼蔵随聞記 卷一)

- d. よくりやうゑん左右の陣をかためて、よろしく我等が近発のつげを待べし。状を察して疑貽をなす [= 疑い恐れること] 事なかれ。

(覚一本平家物語 卷四)

近世前期に至っても形容詞命令形が用いられる例が散見される¹⁰⁾一方で、ロドリゲス『日本大文典』(1604刊)に以下のような記述があることに注目したい

- (12) a. ○命令法の現在：… Nacare (なかれ) の形は本来書きことばのものである。

- b. ○書きことばでは、Coto (事) を伴った不定法を動詞Nai (無い) の命令法と共に用ゐる事も多い。

- c. ○このFucacare (深かれ) の形は一般の話し言葉には使はれないで、書きことばか莊重なものかにのみ使はれる。

- d. 書きことばに使ふ形容動詞の肯定活用

○直説法の現在

○命令法。Fucacare (深かれ)。

Fucacarubexi (深かるべし)。

○希求法の現在

○Fucacarecaxi (深かれかし)。

(以上、日本大文典 第一卷)

以上のように、17世紀初頭の時点で、形容詞補助活用命令形が文語的であるという認識

があり、既に近世前期の時点では形容詞命令形は口語における生産性を失っていたものと考えられる¹¹⁾。

近世後期になると形容詞補助活用が文語的であるという意識がより明確になるようであり(鈴木丹士郎1965)、調査した口語資料からも「善かれ」「悪しかれ」「無かれ」程度の例しか見出だせなかった。

- (13) a. 勝「…無分別な詮方なら。幾干もあらうが。他も善れ家も善かれ。親にも安堵させ。世間の人にも賞られやうといふ詮方は。…

(比翼連理花迺志満台 三編中 [1837刊])

- b. 手めへよく了張を仕直して紙治さんのいふ通りにして貰ふがいいと異見の詞悪かれと。おもひはせねど日頃より艶しき紙治が心根につひ絆されし女気には。

(比翼連理花迺志満台 三編中)

- c. 人の短を云ふ事勿れ、自己が長を説くことなかれと、かしこき言葉は有りながら、今や江戸紫と唱ふる中本は、何日の頃何人の著述れるにや、…

(春色江戸紫 初編序 [1864刊])

2.3 「～あれ」系統の文末形式

以上に示した変化と並行して、状態動詞の「ある」「候」等を含む文末形式が、敬意を伴う行為要求表現に用いられていたことについても考えたい。「御～あれ」を語義通りに解釈するならば、示された状態が「ある」ことを希求することによって聞き手への行為要求を婉曲的に示すものであることから、中世当時において無意志動詞命令形が生産性を持っていたことを示す一例として指摘できる¹²⁾。

(14)a. さはやかなる小袖、色ある物なん
ども著ずして、且くねうじて御覽
あれ。 (日蓮消息文)

b. 時致「御盃の前後は、遅参の無礼、
御免あれ。御盃はたまはり候」
(曾我物語 卷六)

c. 「あはれ、いかにもして皇子御誕生
あれかし。…
(覚一本平家物語 卷三)

中世後期には柳田（1985）にも述べられる通り、「(御)～あれ」が盛んに用いられるが、『虎明本狂言集』では「御～あれ」の使用は節付きの箇所、候体の曲や、「御免あれ」「御座あれ」等の語に限られており（北崎2015）、この頃には既に口語的でなくなっていたことが窺える（14c）¹³⁾。

(15)a. 周ノ九鼎ヲ梁ヘマイラセウソ。其
カイニ謀テ、ナントシテモ犯ヲ御
救アレト云ソ。 (史記抄 周本紀)

b. (女房)「いかにシャント、お聞き
あれ〈voiqiare〉。…
(エソポのハブラス)

c. 所の者「扱はたこのゆうれいにて
候べし、お僧もぎやくゑんながら
とふらふてお通りあれかしと存候」
(虎明本狂言集 たこ 北崎2015: 230)

d. 舅「いかに申、只今のやうす一段
にて候間、聳にとりまらせうずる、
かう／＼御とをり候へ」

(虎明本狂言集 さひの目 北崎2015: 230)

2.4 関連する表現について

2.1では、非意志的な動作の実現の要求を単独の命令形や助動詞の命令形によって表示する例について取り上げた。希求を表現するために、命令形単独もしくは助動詞の命令形

による表示が忌避される動きがあるのであれば、忌避された先に別の形式が求められるはずである。ここではそういった形式として、「てくれ」などの「テ+受給補助動詞命令形」、「てほしい」、形容詞については「～くなれ」といった形式を見る。

「てくれ」に代表される「テ+受給補助動詞」の形式は、中古に「て給はれ」、中世前期に「てたべ」「てたばせ給へ」が見られ始め（原2005）、中世後期から「てくれ」「て下され」といった形式が本格的に用いられるようになる（山崎久之1963、米田2013、北崎2015）。また森（2010）によれば、受給補助動詞命令形は近世以降に用法を広げ、依頼だけでなく、上位者に対する勧めにも用いることができるようになる。

「てほしい」の古い例としては、湯澤（1926）に『露新軽口噺』、『傾城壬生大念仏』、安（2010）に『きのふはけふの物語』の例が挙げられる。「テ+受給補助動詞」の成立より遅く、近世初期頃には使われていた表現のようである。

(16)a. 此市三郎は女にしてほしい事ぢや
(露新軽口噺 [1698刊] 湯澤1926: 223)

b. 代へらるゝものならば……代へて
欲しい

(傾城壬生大念仏 [1705演] 湯澤1926: 223)

c. あれハ、大さからう人ぢやといふ。
さやうにみえた、よい子ぢやか、
とてもの事に、へゝをつけてほし
や、といへは、此中、長老さまも、
さやうにおほせらるゝ、と申た。

(きのふはけふの物語 安2010: 199¹⁴⁾)

安（2010）は「てほしい」の用法拡張を論じるもので、聞き手に対する依頼の例、「ある事態が生じることを望む」例はいずれも近世後期頃に現れるというが、「願望」「依頼」の

明確な区分は示されていない。『大経師昔暦』に次の例が見られるため、近世前期から対人的意味を持っていたものと考えたい。

- (17) たゞの町人と違うて、禁中のお役をすれば、本縄にかけても大事な。[縄を] 解いて欲しくはそつちで解け。(大経師昔暦 [1715演か])

また、「形容詞によって表される状態である」ことを要求する際、「(筆者注：補助活用命令形のような)形容詞の形態は現代語にはありませんが、現代語では「速くしろ」(意志性)、「大きくなれ」(無意志性)のような表現が用いられます」(小田2007:128)、「命令形は活用形態として伝統文法では認めないが「する・なる」を軽動詞として用いれば「優しくしろ・優しくなれ」という命令表現はつくれる」(加藤2009:76)とあるように、現代語では「～くなれ」が形容詞補助活用命令形の領域を担っているものと考えられる。管見の限りでは近松世話浄瑠璃に見られる例が早い。

- (18) 横雲の下こそおれが親里。このなん／＼この親里。妻里が夜の間に近くなれかし。このなん／＼このなれかし。恋しき方も、近くなれ。
(薩摩歌 [1710演])

3. 現象記述と解釈

以上、第2節にて、無意志動詞命令形や関係する形式の、各時代におけるあり方を見た。本節では、3.1にて、第2節の調査結果と先行研究の知見を併せてまとめ、3.2にてそれぞれの現象記述に解釈を与える。3.3では3.2の解釈について、変遷が起きた要因・背景を考察する。

3.1 現象記述

第2節で見た、無意志動詞命令形、形容詞補助活用命令形、「(御)～あれ」「(御)～候へ」、「ざれ」の消長は以下の通りである。

・無意志動詞について

非意志的動作の命令形(本動詞・助動詞命令形)は、中古・中世頃には一般的に用いられていた。中世以降、無意志動詞命令形に「かし」を伴う例が増加する。近世にも無意志動詞命令形の例は見られるが、受給補助動詞命令形を伴う例も並行して現れる。現代語においては、無意志動詞が単独で現れる例は少なく、無意志動詞によって表される事態の成立を希求する際は「てくれ」「てほしい」等を付与させる方が望ましい。

・形容詞補助活用について

形容詞補助活用の命令形は上代に既に「なかれ」の例が想定され、中古・中世には「良かれ」「悪しかれ」「長かれ」などの語が生産されていた。ロドリゲス『日本大文典』には形容詞補助活用が書き言葉的であって話し言葉には用いないという旨の記述があり、近世後期には形容詞補助活用が文語的であるという意識がより明確になる。現代語では形容詞の活用体系に命令形は認められない。

・「御～あれ」「御～候へ」のような文末形式について

中世前期には「(御)～あれ」「(御)～候へ」のような、状態的な「あり」「候ふ」の命令形を用いた文末形式の使用が始まり、特に中世後期に多く用いられていたが、いずれも中世末期には衰退した。

・「ざれ」について

「ず」と「あり」が接合した「ざり」の命令形「ざれ」は平安初期の訓点資料に見られ始め、中世には和漢混雑文に取り入れられる。

「ざれ」も形容詞補助活用命令形と同様、『日本大文典』に書き言葉的であるという記述がある。現代語の禁止表現の体系には、「ざれ」は認められない。

3.2 現象解釈

まず、無意志動詞の場合、形容詞補助活用や「ざり」のように「あり」を内包する形式の場合、「御～あり」の場合のそれぞれに命令形の例が見られることは、その当時では非意志的な状態の成立の希求のために積極的に命令形が用いられたことを示している。この使用には、「命令形によっても希求を表すことができた」という積極的な使用と、「命令形によってしか希求を表すことができなかった」という消極的な使用の二通りの場合が考えられるが、古代語に希望を表す助詞・助動詞が存在したことから、後者は棄却される¹⁵⁾。

形容詞補助活用命令形、「御～あれ」、「ざれ」の衰退は、それぞれ形容詞補助活用、待遇表現体系、禁止表現体系の側の変化からの影響があった可能性¹⁶⁾を考えると、状態述語の命令形の生産性の喪失を積極的に示す事象としては捉えにくいものの、非意志的な状態の成立を命令形で希求しなくなったことを間接的な傍証となる。また、近世期に非意志的な動作を「てくれ」でマークする例が現れることは、状態述語の成立の希求に受給補助動詞命令形が用いられるようになったことを示している。また、(8b)のように、一例中に受給補助動詞を伴うものと伴わないものが同居する例が見られることから、状態成立の希求を行う形式が次第に受給補助動詞命令形へと移行したことが読み取れる。

以上より「中世までは非意志的な状態述語によって表される状態の成立の希求に命令形

を単独で用いることが積極的に行われていたが、近世以降には受給補助動詞命令形がその領域を侵食していき、次第に受給補助動詞を伴わない場合が一般的でなくなった」と解釈できる。受給補助動詞を伴わない用言命令形が非意志的な状態の成立を希求する用法を喪失することによって機能分担が進んだものと考えられるが、その中間段階として、中世後期頃から終助詞「かし」の付与が命令形による希求の文において一般的になっていたことが想定される。「かし」についてはロドリゲス『日本大文典』の「希求法」の項に、希求に用いる助辞である旨の記述がある¹⁷⁾他、(12c)に示した箇所「尤もCaxi (かし)を伴ったものは希求法として、話しことばで盛に使はれる」という記述がある。事例には乏しいが、天理本『狂言六義』に以下の例が見られ、過渡的状況を表しているものと思われる。

- (18) 男「唯今参るも、別なる事でも御ざらぬ、先さて身共をよかれがしと思召て、女共が義について色々お肝煎、忝こそ御ざれと云
(天理本狂言六義 岩橋 [1645頃写])

3.3 変遷の要因

前項に示した変化は、「受給補助動詞命令形が希求に用いられるようになった」変化と、「本動詞や形容詞の命令形が希求に用いられなくなった」変化に分割できる。近世期の例(8b)に示したように使用の移行が漸次的に進んでいたことに鑑みて、受給補助動詞命令形の方が希求を表すのにより適切であるという認識が生まれたことによって、相対的に本動詞・助動詞や形容詞の命令形が希求を表しにくくなり、結果として、希求と命令の住み

分けがより明確になったものと考え。また、中世以降に終助詞「かし」を伴う例が増加したこと、形容詞の場合も「かし」が付与されていれば口語的であるという意識があったことを述べたが、「かし」自体も近世後期には衰退した（此島1966）ために、受給補助動詞命令形への使用の移行が進行したのであろう。

最後に、受給補助動詞命令形の使用が進んだことについて、典型的な行為要求表現の変化との関連を考えたい¹⁸⁾。森(2010)によれば、現代語では受給補助動詞命令形は表1に示される用法の全てを獲得しているが、中世末期の時点では依頼と、ごく少数の勧めの例のみが見られるという。この四分類は姫野(1997)によるものであるが、受益者・決定権者が話し手であるか、聞き手であるかという姫野(1997)の行為要求表現の分類に、本稿で扱った非意志的動作の成立の希求を加えるならば、話し手・聞き手のいずれもが行為遂行（成立）の決定権を持たない希求は「決定権者」が存在しない場合として、表2の太線部に位置付けられる。中世末期に用いられていた依頼・勧めは、いずれも聞き手が決定権を持つものであり、「決定権が聞き手にある場合に受給補助動詞命令形を用いる」という傾向が、「決定権が話し手がない場合に受給補助動詞命令形を用いる」という選好へと拡張したものと捉えることができる。

4. まとめ

以上、本稿では、無意志動詞や形容詞補助活用の命令形の史的なあり方を見ることによって、非意志的な状態の成立の希求において、本動詞命令形・助動詞命令形と受給補助動詞命令形の機能分担が進んでゆくことを論

表1 姫野(1997:134)

		決定権者	
		話し手	聞き手
受益者	話し手	命令的指示	依頼
	聞き手	恩惠的指示	勧め

表2 姫野(1997)の拡張

		決定権者		
		話し手	聞き手	なし
受益者	話し手	命令的指示	依頼	希求
	聞き手	恩惠的指示	勧め	

じた。なお、現代に向かうにつれて命令形の使用が忌避されるという現象については、命令形の待遇価値の低下に関連付けて論じられることが多いが、本稿で扱った事象は敬意を払う必要性のない相手に対する場合も含まれており、命令形が忌避される全ての過程においては、待遇価値の観点からのみで論じ切ることが出来ない。また、本稿で扱った述語の意志性の他にも、発話者の思惟内容や、聞き手が存在しない場合、二人称以外を行為者とする場合の希求の文においても機能分担があることが予想され、そのような視点からも、用言命令形の機能の史的変化を考察することができるかと思う。本稿で詳しく述べるのでできなかった個別事例と併せて、今後検討したい。

[注]

- 1) 用例・引用中の強調や注釈は稿者によるものであり、表記等を私に改めた箇所がある。
- 2) 「希求」は「命令」を包含するものであろうが、ここでは混乱を避けるため、狭義の命令を「希求」として扱うことはしない。
- 3) 以降、本稿では受給補助動詞命令形を伴う場合と伴わない場合を体系変化として想定するため、無意志動詞が単独で命令形を取る場合に加え、「給

- ふ」等の補助動詞や「かし」等の終助詞を伴う場合を含めて「単独命令形」と呼ぶ。
- 4) (2a, c) の例は共に無生物を擬人化して命令を行うものであるとして考えると、古典和歌の表現の特性上、非意志的な動作の実現を求める命令形の確例とは断定しにくい。本節では韻文の例は除き、実現が要求される行為に有情物の聞き手の意志性が影響し得ない場合、もしくは、聞き手が非情物であるが、たとえ擬人化されても意志性が影響し得ない場合を非意志的動作として認定し、用例調査を行った。
- 5) 「あり」については柳田（2006）に、中古の時点では意志的に「いる」ことと、非意志的に「存在する」ことの両方が「あり」で表されていたことが指摘されている。
- 6) 動詞が非意志的であるものの他、受身の助動詞の命令形を用いて「頼まれる」ことを要求することにより、少々婉曲的に頼みごとを行う例があり、軍記に特徴的である。
- ・さらば義平にたのまれよ [=義平の頼みを聞いてくれ]。 (平治物語 下)
 - ・判官、「我にたのまれよ」とぞ宣ひける。
(覚一本平家物語 卷一二)
- 7) 例えば、時代浄瑠璃には依然として単独命令形の例が見られる。
- ・人間らしい気があらば、三十日の一月を。せめて三日はろく／＼に、寝物語もあれかしと。
(心中重井筒 [1707演])
 - ・助かれといふ情けはあれど。死ぬといふ慈悲はなし。
(曾我会稽山 [1718演])
- 8) その他、韻文には「久しかれ」「高かれ」「のどけかれ」が見られる。いずれも人物を対象とするものではないが、挙げておく。
- ・ひさしかれ あたにちるなと 桜花 かめにさせれと うつろひにけり
(後撰和歌集82、拾遺1054に同歌)
 - ・大はらや 小塩の山の こ松はら はや木高かれ 千世のかけみん (後撰和歌集2)
 - ・漁火もあまの小舟ものどけかれ生けるかひある浦に来にけり (蜻蛉日記中)
- 9) 訓読文特有の禁止表現については大坪（1935）、築島（1963）に言及がある。そのうち、「ざれ」については大坪(1935)に、『因明入正理論疏九摺』（天長6 [829] 年原点、建武年間移点）に初例が見られ、院政期以後に和漢混濁文に用いられるようになったことが論じられている。
- 10) 中世以前に見られたもの以外に、「軽かれ」「遅かれ」「正しかれ」が見える。そのうち「正しかれ」は世話浄瑠璃に見えるものではあるが、占いで文句を援用するものであり、口語的であると言い難い。
- ・女「よしやこひにしんだら、未来の罪もひとつはかるかれと、…（好色敗毒散 卷五 [1703刊]）
 - ・連れだつ道の遅かれと [=ゆっくりであつてくれと]。 中祈る心のあやにくに、…
(用明天王職人鑑 [1705演])
 - ・正しかれ [=うまくいってくれと] と心中に頼みをかけし辻占の。 (博多小女郎波枕[1708演])
- 11) また、打ち消しの「ず」と「あり」の融合である「ざり」の命令形「ざれ」についても同様に、「書きことば」であるという記述がある。
- ・〇Zu (ず) の形を持った命令は、書きことばで、宣告・格言にだけ使はれる。例へば、Aguezare (上げざれ)、Yomazare (読まざれ)、Narauazare (習はざれ)。
 - ・書きことばに使ふ形容動詞の否定活用 ○命令法 ○Fucacarazare (深からざれ)。Fucacaru becarazu (深かるべからず)。○希求法 ○Fucacarazare caxi (深からざれかし)。Fucacaru majiqui monou (深かるまじきものを)。(以上、日本大文典 第一卷)
- 12) なお、林田（2015）によれば、中世前期の時点では「御～あり」の命令形の機能が「～せ・させたまふ」「御～候」に比して未発達であったようであり、その使用例は少ない。
- 13) また、この「御～あれ」の衰退に並行して、「候」を用いた「(御)～候へ」も、「そうへ」を経て「(御)～候い」へと変化し、近世頃に衰退する(桜井1971)。
- 14) 安（2010）に挙げられるのは古活字十行本（刊年不明）の例であるが、『断本大系』所収のものでは、古活字八行本（刊年不明）、整版九行本（寛

永13:1636刊)に、また、大東急記念文庫蔵古活字十一行本(元和中刊か)にも見えるため、近世初期の例として見てよいだろう。

- 15) また、同様の理由により、「テ+受給補助動詞命令形」や「テホシイ」が中古・中世前期の時点で未発達であることも、無意志動詞命令形の使用の積極的な理由に成り得ない。
- 16) 例えば「ざれ」の衰退の場合、非意志的な状態述語の命令形の忌避以外にも、禁止表現が「～な」へと一本化されたことが要因として想定できる。
- 17) ・希求法 現在及び不完全過去 Aguei caxi, l. gana (上げいかし、又は、がな)。Agueyo caxi, l. gana (上げよかし、又は、がな)。Aguesai caxi, l. gana (上げさいかし、又は、がな)。

(日本大文典 第一巻)

- 18) 受給補助動詞以外の移行形式として「てほしい」「～ように」や、「ればいい」のような「条件形+評価形容詞」、否定疑問文といった諸形式が考えられる。例えば「てほしい」は近世以降に発達しており、非意志的述語命令形の衰退を促した可能性も考えられるが、紙幅の制限もあるため、ここではひとまず、受給補助動詞命令形の問題のみを考えたい。

【調査資料】

古今和歌集・土佐日記・竹取物語・伊勢物語・落窪物語・大和物語・枕草子・源氏物語・紫式部日記・和泉式部日記・平中物語・堤中納言物語・更級日記・讃岐典侍日記・蜻蛉日記・大鏡：国立国語研究所(2016)『日本語歴史コーパス 平安時代編』(短単位データ1.1/長単位データ1.1、新全集を底本とする)/うつほ物語：室城秀之ほか共編(1999)『うつほ物語の総合研究1』勉誠出版/法華百座聞書抄：小林芳規編(1975)『法華百座聞書抄総索引』武蔵野書院/今昔物語集(本朝部)・宇治拾遺物語・十訓抄・方丈記・徒然草：国立国語研究所(2016)『日本語歴史コーパス 鎌倉時代編Ⅰ説話・随筆』(短単位データ1.0/長単位データ1.0、新全集を底本とする)/延慶本平家物語：北原保雄・小川栄一編(1990-1996)『延慶本平家物語』勉誠社/覚一本平

家物語：新大系/天草版平家物語：近藤政美・池村奈代美・濱千代いづみ共編(1999)『天草版平家物語語彙用例総索引』勉誠出版/エソポのハプラス：大塚光信・来田隆編(1999)『エソポのハプラス 本文と総索引 本文篇』清文堂/コリヤード懺悔録：大塚光信(1985)『コリヤードさんげろく私注』臨川書店/ロドリゲス日本大文典：土井忠生訳註(1955)『日本大文典』三省堂/大蔵虎明本狂言集：池田廣司・北原保雄著(1972-1983)『大蔵虎明本狂言集の研究』表現社/狂言六義(天理本)：北原保雄・小林賢次(1991)『狂言六義全注』勉誠社/近松世話浄瑠璃24作品：新全集/聖遊廊・河東方言箱まくら・玉菊全伝花街鑑：国立国語研究所編(2015)『ひまわり版「洒落本コーパス」(日本語歴史コーパス江戸時代編)』(Ver. 0.5、『洒落本大成』中央公論社を底本とする)

・以下は補助的に用いた。

二十一代集：国文学研究資料館古典選集本文データベース/西大寺本金光明最勝王経平安初期点：春日政治(1942)『西大寺本金光明最勝王経古点の国語学的研究 本文篇』斯道文庫/浜松中納言物語・梁塵秘抄・日蓮消息文・保元物語・平治物語・曾我物語・御伽草子・西鶴浮世草子：旧大系/百二十句本平家物語(斯道本)：斯道文庫編(1970)『百二十句本平家物語』汲古書院/史記抄：亀井孝・水沢利忠著(1965-1973)『史記桃源抄の研究』日本学術振興会/毛詩抄：倉石武四郎・小川環樹校訂(1996)『毛詩抄 詩経』岩波書店/書陵部蔵蒙求抄：抄物資料集成、住谷芳幸氏によるテキストデータを参照/好色敗毒散・近松時代物・妹背山女庭訓：新全集/花暦封じ文・春色江戸紫・恋の若竹：全文検索システム『ひまわり』用「人情本」パッケージ(岡部嘉幸氏作成)/比翼連理花迺志満台：国立国語研究所編(2015)『ひまわり版「人情本コーパス」(日本語歴史コーパス江戸時代編)』

【参考文献】

安志英(2010)「要求・依頼を表す複合辞「～てほしい」の通時的研究」『The Korean Journal of Japanology』84, pp.197-208.

- 石川美紀子（2007）「命令形の働きに関する考察 — 意志動作としての性格づけと動作主の設定 —」『名古屋大学国語国文学』100、pp.184-172.
- 大坪併治（1935）「禁止表現法史」『国語国文』5-10、pp.1-53.
- 岡崎正継（1972）「中世の敬語 — 受益敬語について —」『国学院雑誌』72（11）、pp.253-263.
- 小田勝（2007）『古代日本語文法』おうふう.
- 小田勝（2010）『古典文法詳説』おうふう.
- 小田勝（2015）『実例詳解古典文法総覧』和泉書院.
- 加藤重広（2009）「日本語形容詞再考」『北海道大学文学研究科紀要』129、pp.63-89.
- 北崎勇帆（2015）「虎明本狂言集に見られる命令・要求表現」『日本語学論集』10、pp.217-239.
- 北崎勇帆（2016）「現代語体系を中心とする活用語命令形の用法の再整理」『日本語学論集』12、pp.240-264.
- 金田一春彦（1950）「国語動詞の一分類」『言語研究』15、pp.48-63.
- 此島正年（1966）『国語助詞の研究』桜楓社.
- 桜井光昭（1971）「近代の敬語 I」『講座国語史 5 敬語史』大修館書店、pp.185-282.
- 佐藤友哉（2012）「命令文の基本的機能」『熊本県立大学大学院文学研究科論集』5、pp.1-15.
- 杉本和之（1995）「意志動詞と無意志動詞の研究 — その 1」『愛媛大学教養部紀要』28-3、pp.47-60.
- 鈴木重幸（1972）『日本語文法・形態論』むぎ書房.
- 鈴木丹士郎（1965）「馬琴の文語 — 形容詞カ活用の場合 —」『国語学』60、pp.62-73.
- 築島裕（1963）『平安時代の漢文訓読語につきての研究』東京大学出版会.
- 鶴久（1962）「所謂形容詞のカ活用及び打消の助動詞ザリについて — 特に万葉集における義訓すべき不安、不遠、不近、不悪、不有をめぐって —」『萬葉』42、pp.16-35.
- 仁田義雄（1988）「意志動詞と無意志動詞」『月刊言語』7-5、pp.34-37.
- 仁田義雄（1990）「働きかけの表現をめぐって」『国語論 2 究文字・音韻の研究』明治書院、pp.369-406.
- 林田明子（2015）「「御～あり」・「御～候ふ」の尊敬形式としての発達度の違い — 「～せ・させたまふ」との対照から —」『国語研究（国学院大学）』78、pp.48-61.
- 原卓志（2005）「覚一本『平家物語』における「行為指示表現」について」『鳴門教育大学研究紀要人文・社会科学編』20、pp.11-25.
- 姫野伴子（1997）「行為指示型発話行為の機能と形式」『埼玉大学紀要』33-1、pp.169-178.
- 益岡隆志・田窪行則（1992）『基礎日本語文法・改訂版』くろしお出版.
- 宮島達夫（1972）『動詞の意味・用法の記述的研究』集英出版.
- 村上三寿（1993）「命令文 — しろ、しなさい —」『ことばの科学 6』むぎ書房、pp.68-115.
- 森勇太（2010）「行為指示表現の歴史的変遷」『日本語の研究』6-2、pp.78-92.
- 柳田征司（1985）『室町時代の国語』東京堂出版.
- 柳田征司（2006）「有情物の存在を表す「アリ（アル）」と「ヲリ（ラル）」「キル（イル）」」『小林芳規博士喜寿記念国語学論集』汲古書院、pp.102-122.
- 山崎馨（1973）「形容詞の発達」『品詞別日本文法講座 4 形容詞・形容動詞』明治書院、pp.60-95.
- 山崎久之（1963）『国語待遇表現の研究』武蔵野書院.
- 湯澤幸吉郎（1926）『徳川時代言語の研究 上方編』刀江書院.
- 吉川武時（1974）「日本語の動詞に関する一考察」『日本語学校論集（東京外国語大学外国語学部附属日本語学校）』1、pp.67-76.
- 米田達郎（2013）「大藏流狂言虎明本の要求・依頼の表現について — (サ) シメを中心に —」『近代語研究』17、pp.81-97.

【付記】

本稿は、平成28年度東京大学国語研究室会（2016年7月23日、於東京大学山上会館）にて発表した内容を加筆修正したものです。発表の席上や本稿の執筆に際して御助言を賜りました先生方に御礼申し上げます。なお、本稿は、科学研究費補助金（特別研究員奨励費 課題番号16J00119）による成果の一部です。